

マルクスによるヘーゲル哲学批判の再読(中)

Reexamination of Marx' Criticism of Hegel' s Philosophy(Continued)

(季報『唯物論研究』第147号、2019年5月)

島崎 隆

五 「否定性の弁証法」(『パリ手稿』)の登場

さらに次に、『パリ手稿』(一八四四年)においては、ヘーゲル『精神現象学』を中心素材として、「否定性の弁証法」という表現で、おもに《歴史的弁証法》の構想、または現実の弁証法的運動の認識の構想が明確に現れる。

「したがって、ヘーゲルの『現象学』とその最終成果における偉大なもの (das Grosse) は — 弁証法における、運動と産出の原理としての否定性における偉大なものは、 — まずはヘーゲルが人間の自己産出をひとつの過程としてとらえたこと、対象化 (Vergegenständlichung) を反対象化 (Entgegenständlichung) として、外化 (Entäusserung) として、この外化の止揚 (Aufhebung) としてとらえたこと、したがって彼が労働の本質をとらえ、そして対象的な人間を、現実的であるがゆえに真なる人間を、自分自身の労働の成果として把握したこと、以上である。」*1

この箇所は、初期マルクスに注目した人びとによって、かつて何度引用されたことだろうか。だが私の考えでは、いまだきちんと理解されることがないように思われる。国民文庫の『パリ手稿』(『経済学・哲学手稿』)の訳者である藤野渉氏も、かつて「マルクスのこの造語 [Entgegenständlichung] は訳者たちをはなはだ困惑させている」*2 と述べていた。細見英氏もまた、「まことに厄介な箇所」*3 だと指摘する。さらにルカーチも、この「否定性の弁証法」に注目しつつも、“Entgegenständlichung”の出てくる箇所をあえて省いて引用している*4。私はここで、その理解の一端に迫りたい。

実はマルクスは、それまで弁証法的認識というものを、重要なものとしてヘーゲルから批判的に摂取するという態度をほとんど見せてこなかったといえよう。それを思弁的と批判する脈絡でヘーゲルの弁証法や論理学に言及したことはあっても、弁証法を自分にとって不可欠な方法論として批判的に摂取しようとするのが、マルクスにははっきりとはなかったのではないか。それがいま、ここでようやく「否定性の弁証法」として、明確に姿を現したのである。マルクスはまさに、ヘーゲル『精神現象学』を、「ヘーゲル哲学の真の生誕地であり秘密である」(S. 410. 一五一頁)と呼んだ。周知のように、マルクスは『パ

リ手稿』で、労働の疎外論または労働の自己疎外という認識を全面的に展開した。その内容は、アダム・スミス、セー、リカードウらの国民経済学への批判、私的所有や商品・貨幣の認識、近代市民社会の批判、その方法としての疎外論の展開、現実変革の展望としての共産主義や社会主義の提起、フォイエルバッハやヘーゲルの哲学の批判的摂取など多岐にわたるが、私はここでは、上記の「否定性の弁証法」を主要に扱いたい。そのなかで、マルクスのヘーゲル弁証法批判が中心課題となる*5。

なおマルクスは、『パリ手稿』でヘーゲル論理学には何度か言及するものの、いずれもその思弁的・観念論的な性格を批判するばかりで、その弁証法的・認識論的な内容を批判的に摂取しようという姿勢を見せていない（S. 402, S. 412. 一五三頁、一八二頁を参照）。ということは、この時代のマルクスに、《歴史的弁証法》への関心はあるが、『資本論』のような体系をいかに構築するかという意味での《論理的弁証法》への関心はまだないということの意味するだろう。

さて、上記の一文は、従来の『マルクス・エンゲルス全集』では、テキストが “— der Dialektik der Negativität” となっているので、この箇所を「否定性の弁証法」と訳して、マルクスによって、ここにヘーゲルの「偉大なもの」があるとみなされたが、新メガでは、“— der Dialektik, der Negativität” となっているので、以上のような訳にならざるをえない*6。だがこのことを踏まえても、「運動と産出の原理としての否定性の弁証法」にマルクスが注目したと表現して大過ないであろう。たしかにヘーゲルは、『精神現象学』において、人間（人類）を、長い（精神の）労働の過程における成果としてとらえたのである。そのさいの方法が、「否定性の弁証法」といわれるものであった。『精神現象学』の性格は一義的にはとらえがたいが、いずれにせよ、それは「意識の経験の学」として、認識の深まりと歴史哲学的な経験の過程のなかで人間が自己否定の労苦の結果として、つまり最初の「感覚的確信」の段階から出発して、キリスト教的な不幸な意識、ギリシャ的人倫、ローマの法状態、近代の啓蒙主義、フランス革命、宗教などの疎外され、外化された歴史過程を含めて、その教養形成のなかで、自己と対象世界を豊かな形で、全体的に把握しつつ「絶対知」に至るのであった。以上の一文では、この点について、「彼〔ヘーゲル〕が労働の本質をとらえ、そして対象的な人間を、現実的であるがゆえに真なる人間を、自分自身の労働の成果として把握した」と表現されているわけである。「対象的な人間」とは、その労働によって対象に向かい、対象に働きかけるなかでのみ自己形成をする人間を意味するが、マルクスはこの点で、ヘーゲルが現代の国民経済学のレベルに立って、「彼

「ヘーゲル」が労働を人間の本質と見て、それ自身の実を示しつつある本質として把握する」(S. 405. 217頁)と指摘する。

六 ヘーゲル哲学との対決と批判

他方マルクスは、ヘーゲル観念論とその弁証法にたいして、厳しい批判を随所で浴びせるのであって、それを根本的に批判できなければ、結果的に、自分もその他のヘーゲル学派の哲学者たちと同様、ヘーゲル垂流に落ち込むこととなるのである。私の考えでは、マルクスほどヘーゲル弁証法を内在的に徹底して理解しようとし、しかもヘーゲル主義に落ち込まなかった思想家はほとんどほかに存在しない。こうして彼は、この断片「ヘーゲル弁証法および哲学一般の批判」のほとんどあらゆる場面で、執拗にヘーゲルと対決し、その観念論哲学のメカニズムを暴こうとする。それは一言でいえば、ヘーゲルの「偉大なもの」も「疎外の形式」(S. 405. 一七一頁)で抽象的にしか展開されえなかったということである。マルクスが大幅に依拠するフォイエルバッハに従っていえば、そもそもヘーゲルらの「哲学は、思想のなかへもちこまれて思想的に詳説された宗教にほかならず、…人間の実在の疎外のもうひとつ別の形式だ」(S. 405. 一四九頁)ということである。『精神現象学』でいえば、「感性、宗教、国家権力」などが人間的な対象化の結果として次々と産出されるが、それを取り戻し、獲得する過程は、それらが実は「精神的な実在 geistige Wesen」(S. 404. 一六三頁)だと洞察する点にのみ現れる。「なぜなら精神だけが人間の真の本質であって、精神の真の形式は思考する精神、論理的な、思弁的な精神であるからだ。」

(S. 404. 一六三頁)そしてヘーゲルにとって、アリストテレスのいう神の「純粹形相」、ヘーゲルのいう「絶対精神」こそが、人間が目指すべき境地である。以上をマルクス的に表現すれば、「人間の実在、人間は、ヘーゲルにとって自己意識 (Selbstbewußtsein) に等しい。したがって人間の実在のすべての疎外は、自己意識の疎外よりほかのものではない」(S. 406. 一七三頁)ということとなる。『精神現象学』の自己意識章で現れる存在は、主人と奴隷の関係のように、欲望をもちつつも、他者に向かい合い、相互に闘争したり承認したりする諸個人のことであるが、マルクスによれば、ヘーゲルの自己意識はもっと広く、大雑把に、本来肉体をもたない精神的存在であるものとして扱われている。

こうして、「疎外された対象的あり方を獲得することは、すべて自己意識への合体として現れる」(S. 406. 一七三頁)。ところで、自己意識が意識の対象を克服すること(合体すること)は、「疎外の止揚」の過程であるが、自己意識の本質が外部の対象をもたない

ことにあるとされる以上、それは「対象性の止揚」にまで至る。つまりそれは、対象を必要としない、純粹な精神的存在へと至ろうとするが、まさにそれこそ、神的な存在でもある。マルクスの批判する自己意識とは、外界としての自然などを対象として必要とする人間の本質から疎外された、哲学的に仮構された存在に他ならない。こうして自己意識の疎外と取り戻しは、「知が意識の唯一の活動である」(S. 410. 一七九頁)以上、実際の現実の変革には届かず、ひたすら現実が神の実現態であり、「精神的なもの」であることの、意識(知)による確認に終わるのである。「ここにヘーゲルのにせの実証主義、またはただ見せかけの批判主義の根がある。」(S. 411. 一八一頁)だからヘーゲル哲学は、全体として、神の真理性を証明するための弁神論(Theodizee)にならざるをえない。以上簡単に、マルクスがいかに関ヘーゲル哲学の疎外された、観念論の本質を暴露したかを見た。そのうえで、さきの「否定性の弁証法」のダイナミックなメカニズムをさらに分析したい。

七 「否定性の弁証法」の論理的分析

(1) 弁証法的三段階の説明

“Entgegenständlichung”の訳語問題も含めて、ここで弁証法的認識はどう現れているのか。かつてその問題をめぐって大きな論争がおこなわれてきた。この用語は、『パリ手稿』で二回使われており、マルクスの造語であるといわれる。そして私の知るかぎり、『経済学批判要綱』、『資本論』などでは、「対象化」という用語は使われるが、逆の意味の「反対象化」は使われていないようである。まずはこの箇所を、最近の橋本氏の考えに従って、以下のように弁証法的に読解できるだろう*7。

- (1) 労働の対象化の開始 (→ 肯定の段階)
- (2) 自己からの分離的表出 (＝自己喪失) としての対象化 (→ 否定の段階)
- (3) その外的分離の止揚＝労働主体の自己確証としての、対象的自己獲得 (→ 否定の否定の段階)

こうして、この対象化としての労働の図式は、一度否定されることによって、かえってそこで豊かさを獲得し、さらにその疎外状況を克服することのなかで、人類史的発展を遂げてきたということを意味している。たしかにヘーゲルは、労働の労苦が、人間を鍛え、豊かにするという弁証法的逆説をよく理解していた。ヘーゲル『法哲学綱要』では、近代市民社会は〈家族－市民社会－国家〉という三段階の発展のなかで、人倫の喪失であ

りその分裂態の否定的段階とされる。その意味で市民社会は、「欲求の体系」としてそこで物質的欲望が肯定され、快適さが重視され、流行現象なども生じて、さらに貧富の差が広がり、賤民 (Pöbel) といわれるような階層が出現するような社会であるが、ヘーゲルによれば、実はこの疎外態のなかで人類史の発展の可能性が潜在的に含まれている。ヘーゲルがギリシャ以来の家族と国家という従来の人倫にだけ注目していたならば、ヘーゲルの社会哲学は後世これほどに注目されなかったことだろう。

以上の弁証法的三段階において、橋本氏による(1)、(2)、(3)の一連の過程は、否定の否定として、肯定性の回復、つまり円環的復帰と見られる。ところで氏は、“Entgegenständlichung” を「自己から切り離す対象化」*8 と訳した。「自己から切り離す」という箇所、対象化の否定という意味合いが込められていると思われる。私はこの用語を、今回はやはり簡潔に「反対象化」と訳した。いずれにせよ、この(2)の段階は、対象化の成果の否定の段階であり、この点に異論はないだろう。そのうえで問題は、「対象化を反対象化として、外化として、この外化の止揚としてとらえたこと」という箇所の論理的つながりをどう整理するかということである。まずは「対象化を…外化として、この外化の止揚としてとらえたこと」と、弁証法的三段階として見ることに問題はないだろう。そうすると「対象化を反対象化として」という箇所をどう見るか。私はこの箇所をひとつの意味の固まりととらえて、対象化（肯定）と反・対象化（否定）の、対立物の統一が述べられていると見たい。まさに対象化は反対象化と対をなしていることに間違いはない。だから、このように、弁証法を対立物の統一と二段階的に見ることと、〈対象化— 外化— 外化の止揚〉と三段階的に見ることとは基本的に差異はなく、マルクスはこの二つの表現を連続的に展開したのではないか。前者の反対象化はいずれにせよ、対象化へと回復されなければならないのであって、対立物の統一の弁証法は、三段階的な否定の否定へと丁寧に展開されることができる。

(2) “Entgegenständlichung”の訳語をめぐる

以上のように考えた場合、次に、いかなる訳語が“Entgegenständlichung”にふさわしいかという問題がある。だがこの問題は、おのずと意味内容の解釈の問題とも関わってくる。この用語が、「非対象化」（細見英氏ら）や「対象の離反」（三浦和男氏）と訳された場合もあった。この意味で、対象化と反対象化は対立物の弁証法的統一をなす。この点で注目すべきことに、橋本氏は、国民文庫の藤野渉訳の「対象性剥奪」は「誤訳」である

とする*9。その理由は、上記(2)の段階に「対象性剥奪」という肯定的意味をもたせると、第三段階の成立の余地がなくなってしまうからというものである。以上の私の説明にも合致するように、明快な主張であり、藤野氏の解釈の問題点を衝いていると思われる。ところでこの点、藤野氏は、「『対象性剥奪』とは、対象を人間から独立な外的存在としか見ない無思想さの克服であり、対象を人間の主体的本質の『対象化』としてとらえることである」*10と主張する。さらに氏は、岩波文庫の城塚・田中訳を批判して、「私の解釈では主体が対象の対象性を剥奪するのにたいして、城塚氏の解釈では主体から対象を剥離するという（だれが、なにが対象を剥離するのかは不明である）のである」*11と述べる。さきに述べたように、私の解釈では、「反対象化」は対象化に続いて、弁証法的三段階のなかの(2)の段階に属するのであるのにたいして、「主体が対象の対象性を剥奪する」というのは、意味的に、すでに(3)の肯定の段階にはいっていると思われる。のちに「否定性の弁証法」を再定式化するさいにも明らかになるように、藤野氏の解釈はまず不適切ではないかと思われる。この点では、城塚・田中訳では、この用語は「対象性剥離」*12と訳される。その理由は、おもに①Entgegenständlichungが、対象が主体から独立して離脱すること、対象を主体から剥離すること、を意味するからということ、②さらに Vergegenständlichung と Entgegenständlichung との対応は、「現実化 Verwirklichung」と「現実性剥奪 Entwirklichung」との関係と一種の類比関係にあるから、と指摘される*13。②の解釈はまさにその通りと思うし、①の意味では、Entgegenständlichung を弁証法的三段階のなかの(2)の段階ととっているので、妥当ではないかと思われる*14。もちろんマルクスでは、「対象性剥奪」「対象性剥離」と表現されるさいの「対象性」とは、対象そのものが否定されるのではなくて、成果としての産物などが「剥奪」されることを意味する。

さて、訳語の問題でいうと、対象性が「剥離する」という表現は、おのずとそうなるという意味合いが含まれており、それにたいして、対象性の「剥奪」と訳される場合、意識的に剥がし取るという意味が含まれるかもしれない。そしてまた、厳密にいうと、対象性を剥離したり剥奪するというのは、ヘーゲルならぬマルクスが主張するとすれば、唯物論者マルクスでは物質的对象性そのものはつねに残るので、不適切な表現かもしれない。だが、「対象性剥奪」を現実性剥奪ほどの意味で使用することは可能であると思われる。そう考えた場合、さしあたりいえることは、「対象性剥奪」を採用するにしても、必ずしもそれを第三段階の肯定的意味でとる必要はないであろう。たとえば、マルクスは『パリ手稿』で、当然にも、資本一賃労働関係を前提としているので、資本家が私的所有を大前提

として、(2)の否定的段階で賃労働者の成果を「剥奪する」(収奪する)と表現することも可能ではないかと思われるからである。いずれにせよ、内容的問題の混乱を防ぐためにも、また弁証法的方法を明示するためにも、Entgegenständlichung を、単純に「対象化」との対比で「反・対象化」と訳しておくのが適切ではないかと思われる。大事なことは、この用語が、「対象化」とともに対立物の弁証法的統一をなしているということである。そのさい私は、この用語を具体的に「対象性剥奪」や「対象性剥離」と訳すことのリアリティもないわけではないと思われるので、適宜利用させていただく*15。

八 疎外論と内在的反転の弁証法

(1) 『パリ手稿』の事例

ここで私は、さらに対象化と反対象化の弁証法を明らかにするために、マルクスのテキストに戻り、関連の二箇所を紹介・検討したい。

第一は、「反対象化」の用語が出る箇所である。ここでマルクスは、人間の否定的活動を、肯定的意味をその内部にもつものとして弁証法的にとらえ返している (S. 414. 一八四頁)。つまり「人間の自己疎外、本質の外化、反対象化、反現実化 (die Selbstentfremdung, Wesensentäußerung, Entgegenständlichung und Entwirklichung des Menschen)」を、「自己獲得、本質の表明、対象化、現実化 (Selbstgewinnung, Wesensäußerung, Vergegenständlichung, Verwirklichung)」ととらえ返している。この箇所では、自己疎外—自己獲得、本質の外化—本質の表明、反対象化—対象化、反現実化—現実化と、四項目にわたって反転させて、つまり否定から肯定へと、対立物の統一としてとらえる。ここで「反対象化」は、「自己疎外」「反現実化」などと並んで、否定的な意味をもたせられていることは明らかである。反対象化を「対象性剥奪」などと訳した場合、「反現実化」(「現実性剥奪」などとも訳せる)との親近性は明らかである。それでも、これら一連の否定的活動について、全体としてマルクスは、「人間の現実的対象化についての疎外された洞察である」(S. 413. 一八四頁)と積極的に評価する。これを第五節の「否定性の弁証法」の当該箇所と比べると、ちょうどベクトルが逆になっている。そこでは、肯定から否定という形で、対象化を反対象化として、対象化を外化として、外化の止揚としてとらえると表現されていた。方向は逆向きではあるが、要するに肯定と否定が相互転換的に、対立物の統一としてとらえられるという点では同じである。だがここで、マルクスが「反対象化」

そのものを肯定的に評価するのではなくて、この反対象化を前提にして、さらにそれを否定することを評価していることに注意すべきである。そうしないと、否定から肯定への転換は生まれない。

もう一か所（『パリ手稿』第一手稿）では、まず「労働の現実化（労働の実現 *Verwirklichung der Arbeit*）とは、労働の対象化である」といわれて、続いて「この労働の現実化が国民経済学的状態では、労働者の反現実化（労働者の現実性剥奪 *Entwirklichung*）として現れ、対象化が対象の喪失および対象への奴隷たることとして、自己獲得が〔よそものとなる〕疎外として、〔手放す〕外化として現れる」（S. 365. 七五頁）と述べられる。この箇所は、肯定から否定への反転として、「否定性の弁証法」がいわれる箇所とベクトルが同じで、照応関係がわかりやすい。「反対象化」という用語は現れないが、「労働者の反現実化」「対象の喪失」という類似の用語が見られる。この箇所では、「労働の現実化とは、労働の対象化である」という形で、妨げられる条件がなければ、労働者の対象化活動は反転させられず、労働の成果と豊かさを保証するもののはずだということが暗黙のうちに語られ、それが疎外された「国民経済学的状態」では、つまり資本一賃労働関係のもとでは、すべてが逆転されて、労働することが現実性を剥奪し、対象化はその対象を喪失することへと反転するとマルクスは考えていることがわかる。ところで、初期マルクスの労働疎外論について、本質状態を独断的に前提し、宗教と同様に、本来的状态への還帰を意図するという悪しき理想主義・本質主義だという批判が従来なされてきたが、マルクスの意図としては、ここでの考察は、何ら思弁的または非現実的なものではなく、その結論として、「国民経済学の良心的な批判的研究にもとづく、まったくの経験的な分析（*eine ganz empirische... Analyse*）によって得られたもの」（S. 325. 一九九頁）といわれるものであり、「私たちは労働者と彼の疎外という、ひとつの国民経済学的事実から出発した」（S. 371. 八四頁）ともいわれる。マルクスのこうした現実重視の姿勢は、看過されるべきではない。もちろん『パリ手稿』におけるマルクスの経済学的考察がまだまだ未熟であるとかいう問題はそれはそれで見られるが、彼があくまで弁証法的に、つまり現実内在的に事態を考察しようとした態度をもっていることは無視できない。この点を誤れば、以後マルクスにたいする解釈は、上滑りのものとなるだろう^{16*}。

またここで補足されるべきは、疎外的状況のなかであれ、労働者は確実に生産物をおのれの力で生産しているのであって、だからこそ、それを資本家が収奪できるということである。労働の実現が、つまりその対象化が、資本主義社会の枠内で、確実に遂行されたの

ちに、いな遂行されつつも、私的所有のもとで、それが結果として資本家の手に回収されるのであって、この一連の転倒の連続過程が現実には日々起きているべきことなのである。だからある意味、労働者自身が集団的に資本家の存在も、富も全世界も生産している力を保持しているといえる。搾取の事実だけが現実ではない。次の主張はその事実を物語る。

「労働者はみっちり働くことがより多ければ多いほど、自分が自分の向こうに作り出す疎遠な、対象的な世界は、それだけ一層強力になり、自分自身の内的世界はそれだけ一層貧しくなり、自分のものとして属するものはそれだけ少ないわけである。」(S. 365. 七六頁)まさにマルクスは、宗教でも同じことが起こり、人間が神のなかに入れるものが多いほど、自分自身は卑小なものになるのだという。したがって、疎外のない労働とはどこかで主観的に想定された理想状況を意味し、現実には疎外された貧困な状態そのものだという外的二分法は、まったく弁証法的でもなく、マルクスの発想にもないといえよう*17。マルクスにとって「現実」とは、可能性と現実性との、さらに必然性と偶然性をともなった複合的構造をなしている。たしかに、若きマルクスが観念論的な理想主義者から出発した段階から、「否定性の弁証法」の段階へと到達して、さらに『ドイツ・イデオロギー』などで唯物史観の構想を形成する状況へと豊かに発展するなかで、みずからの現実認識を鍛えて発展させていったという事実はきちんと解明されるべきであろう。『パリ手稿』のマルクスを絶対化することはできない*18。

(2) 『要綱』における事例、バチンシェフの解釈など

ところで、当時のマルクスはまだ十分に唯物論的ではなかったから、以上のような何か思弁的な叙述が現れるのだというような意見もあるかもしれない。この点からすれば、『経済学批判要綱』(57/ 58年)という中期のマルクスにおいて、同様の弁証法的反転の叙述があることを示したい。これは通例、「資本的生産に先行する諸形態」といわれる箇所に見れる。

ここでマルクスは、「ブルジョア経済学では―― またそれが対応する生産の時代には――、人間の内奥のこうした完全な表出(Herausarbeitung)は完全な空疎化として現れ、こうした普遍の対象化は総体的疎外として現れる」*19と述べている。『パリ手稿』では、「ブルジョア経済学」という代わりに「国民経済学」といわれたものである。こうした疎外状況で、本来肯定的なものが現実では、弁証法的に否定的なものとして転倒して出現す

るという表現は、ここでも『パリ手稿』と同様であろう。ついでに補足すれば、その少し前で、マルクスは、「偏狭なブルジョアの形態をはぎ取れば、富とは、普遍的な交換によってつくり出される、諸個人の欲求、能力、享樂、生産諸力などの普遍性でなくて何であろうか」*20 と指摘する。「偏狭なブルジョアの形態」という疎外状況では、事実上、富は労働者側では貧しさに転化するが、本当は彼らの「欲求、能力、享樂、生産諸力などの普遍性」にはかならない。こうした認識も『パリ手稿』と異ならない。

ところで、対象化と反対象化の弁証法についての洞察は、旧ソ連の哲学者バチンチェフが興味深い考察をおこなっているのも、さらにその点に言及しておきたい。

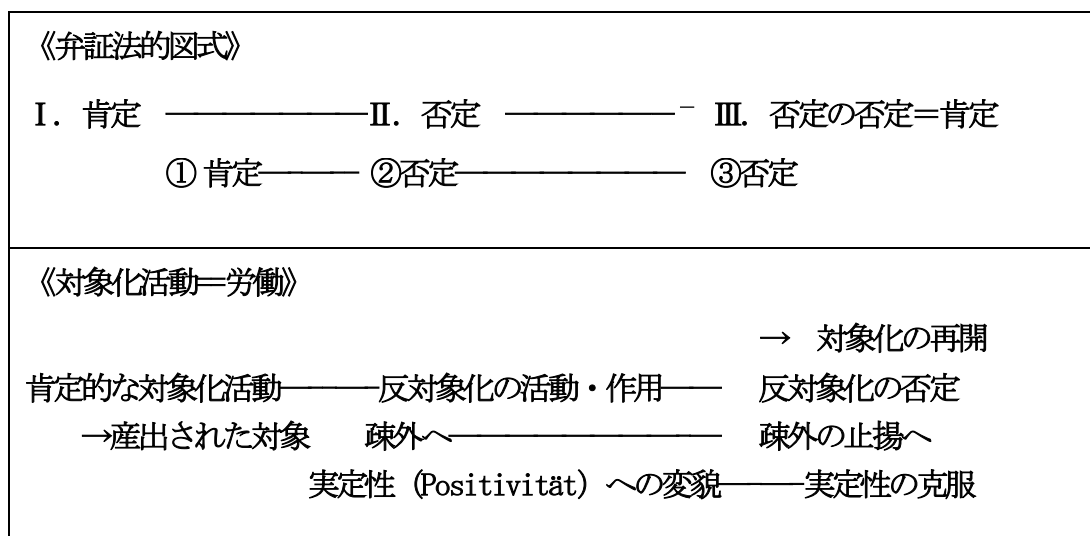
実は彼は『矛盾と弁証法』で、労働をモデルにして、一般に「対象化と対象性剥離とは対立物〔の統一〕である。これはお互いに反対の方向と成果を有する二つの過程である」*21 と主張する。私はこの弁証法的定式化の形式を、いままでの私の考えと合致すると考える。そして彼は、この両者の密接な関わり合いに関して、対象化としての労働がなされるためには、以前に成果として対象化された労働の対象性を剥奪しなければ不可能だと主張する。この主張は、歴史内貫通的な労働過程として考えられるだろうが、たしかに内容的にはそのとおりで、対象化は既存の労働対象、原料などに働きかけつつ、つまりそれらの対象性を剥奪し、それを利用しつつ、あらたな生産物を産出する以外にはない。だから、対象化の活動は、対象性の剥奪の過程を必然的にともなう。それは、一般的に生産が原材料などの消費を必然的にともなうといわれることと似ている。こうして、「対象化と対象性剥離は相互に浸透しあう対立物の弁証法的統一をなす」といわれる。以上は、マルクスを踏まえたさらに深い認識だといえよう。

ところで問題は、彼のいう「対象性剥離 (die Entgegenständlichung) の過程」の位置づけである。彼によれば、対象性の形態から人間的活動の形態への労働の逆転は、マルクスでは「対象性剥離」の過程であるという。だが、マルクスでは、「対象性剥離」(反対象化)は第二の否定の段階であり、第一段階の肯定的成果の否定であるはずだ。これがバチンチェフでは、第二段階を否定し返す第三段階のことになっている。実際、彼が論理実証主義を批判しつつ、言語の分析に即して説得的に説明するように、一般にテキストを読解するということは、文章内の固定化された文字的な言語物質の対象性を剥奪して、その意味を流動化させて取り出し、再構築する(対象化する)作業である。だからこのさい、「対象性剥離」は、より肯定的な、第三段階の作業と解釈される。実はどうやら、バチンチェフのこうした主張は、対象性剥離を積極的に評価する藤野氏の見解と似ているように

見える。それでは、「反対象化」の位置づけを含めて、「否定性の弁証法」をいかに整合的に再構築したらいいのだろうか。

九 「否定性の弁証法」の図式的説明

私は、自分の図式を以下のように描く。



以上では、弁証法的な一般図式（上段）と対象化活動の図式（下段）が区分されるが、そこには一定の対応関係がある。上段はまさに弁証法的三段階を意味し、Ⅲ「否定の否定」は、それが安定化すると「肯定」となる。①肯定は、下段の「産出された対象」の段階をとくに意味する。Ⅰ「肯定」は、下段の「肯定的な対象化活動」のみではなく、そこで「産出された対象」もまた含んでいると考える。産出された対象がただちに疎外されるのではなくて、ある条件、段階のもとで、産出された対象は疎外され、反対象化の活動にさらされるとみなす。こう考えないと、「産出された対象」の位置づけが不明になるだろう。マルクスの場合、その条件とは「国民経済学的状態」とか、資本・賃労働関係といわれるものになるだろうが、ヘーゲルの場合、疎外と対象化の区別が曖昧になるので、その条件は一般的にははっきりしないだろう。①肯定から②否定への反転は、「反対象化」の活動ないし状態である。これはあくまで、対象化の否定であり、全体として否定的状態である。そこでは、「産出された対象」が労働主体の手を離れて、よそよそしいものに、たとえば、資本家の手に移る。労働者の産物という肯定的性格が剥離されるといってもいいし、資本

家によって成果を剥奪されるといってもいいだろう。全体として否定性、疎外の段階である。だからそれ自身、バチンチェフや藤野氏のいうような何か肯定的性格はもっていない。バチンチェフらが相手にする対象性の剥離とは、実はすでに第三段階に属している。

いずれにせよ、第二段階のⅡ「否定」には肯定の要素がないので、対象性の剥離に積極性をもたせるためには、この第二段階にあらたに、何らかの否定的な、疎外された対象性を設定しなければならないだろう。しかもそれは、その本性が否定的であるにしても、むしろ確固とした現状肯定的な性格をもっていなければならない。マルクスの批判した近代市民社会ないし資本主義社会など、そういう強固な自己肯定的性格を保持しているものである。疎外されているのに、『資本論』における物象化論が示すように、「社会的な自然属性 gesellschaftliche Natureigenschaft」*22 を備え、社会的に形成されたものののに、みずからをあたかも永遠の自然的な存在として肯定的に示すのである。たとえばマルクスは、労働力の対象化の結果として人間が商品交換を意識的にしているはずなのに、生産の無政府性のなかで経済的な法則が「重力の法則のように、統制的な自然法則(regelndes Naturgesetz)として強力に貫徹する」*23 場合について述べる。当時10年ごとに現れた恐慌などは、自然法則のように人びとを翻弄した。また人びとが資本主義社会を「社会的生産の永遠の自然的形態(die ewige Naturform)」と見誤る」*24 場合も、否定的でありながら、自己を肯定する資本主義の性格を表している。物象化のこの完成は、土地にたいして地代が、資本にたいして利子が、労働にたいして労賃が、それぞれ適正に支払われるという「三位一体の範式」である*25。このように、否定されるべきだが、自然現象のように肯定的に現れる現実が設定されなければならない。この点で、現状を正当化するものを、ヘーゲルに倣って、「実定性(既成性 Positivität)」という性格をもつものと名付けたい*26。ここで意味する“positiv”とは、単に「肯定的」「積極的」というだけではなくて、「実証的」、または「実定的」「既成的」という意味を帯びる。それは当然、Ⅰ「肯定」においてではなくて、Ⅱ「否定」で成立した「実定的性格」である。これは反対象化の活動そのものではなくて、その結果において生じたひとつの事態である。それは、物神崇拜の対象である。Ⅲ「否定の否定」では、この実定的対象であるものを流動化して、さらに否定しなければならない。バチンチェフや藤野氏が注目するのは、実は反対象化の事態そのものではなくて、それをさらに否定する、否定の否定の活動であり、これがあらたな生産性を生み出すのである。もちろんそれは、反対象化の状態からさらに連続的に生み出されるものである。それは弁証法的図式でいうと、②否定をさらに否定して、③否定へ進む

段階である。だからこれは、全体としては、Ⅲ「肯定」の（最初の）段階に属する。それは反対象化の否定であり、疎外の止揚であり、実定性の克服である。藤野氏やバチンチェフが問題にした「対象性剥奪」とは、もはやマルクスのいう「反対象化」の意味ではなくて、第二段階で成立した存在を実定的ないし既成的な対象とみなして、それをあらたに否定し、わがものにするのだから、すでに第三段階の作業といえる。だから「剥奪」される対象は本当は第一段階の結果、成立した対象であるはずなのに、バチンチェフらでは、それが反対象化から連続して生ずるものだということで、第三段階へと流れ込まされてしまっている。

ところで、この第三段階は、否定活動を離れると、安定して肯定（否定の否定に由来）となる。だが、バチンチェフに従っていえば、さらに同時に、肯定的な再対象化活動として、既存の素材を利用して対象をあらたに産出する。以上のように、対象化と反対象化はたしかに相互に浸透しあって前進していくと思われる。

*1 *MEGA* I/2, S. 404f. 山中隆次訳『パリ手稿』御茶ノ水書房、二〇〇五年、一七頁以下。以下本文中に、原文頁、翻訳頁の順で挿入する。なおこの箇所は、「ヘーゲル弁証法および哲学一般の批判」という断片に現れる。この同名の断片は三つに分断されているが、その内容上のつながりは、マルクス自身による頁づけによって明確に意識されている。なおこの手稿の編集状況に関して、ローヤーンによれば、当時のマルクスは同時期に書かれた多くの抜粋ノートと入り混じって書いており、統一のある独立の著作として書かれていなかったという。ユルゲン・ローヤーン「どのようにしてひとつの理論が姿を現したか」（大谷禎之介・平子友長編『マルクス抜粋ノートからマルクスを読む』桜井書店、二〇一三年所収）参照。「ミル評注」の執筆との関係の問題も含めて、さらに韓立新「疎外された労働と疎外された交通」（岩佐茂編『マルクスの構想力』社会評論社、二〇一〇年所収）を参照。

*2 藤野渉『史的唯物論と倫理学』新日本出版社、一九七二年、二七六頁。

*3 現代の理論編集部・編『マルクス・コメンタール』Ⅱ、現代の理論社、一九七五年、一四九頁。

*4 ルカーチ『若きマルクス』平井俊彦訳、ミネルヴァ書房、一九七六年、一四三頁参照。

*5 マルクス疎外論を中心とした最近の集团的著作として、岩佐茂編、前掲書が目される。序章、第一章「疎外論の基本的枠組み」（岩佐執筆）において、疎外論の歴史

的取り扱い、現代的論争点などの輪郭が描かれているので、参照のこと。

*6 すでに私は、編集委員会編『マルクス カテゴリー事典』青木書店、一九九八年、四九二頁、では、「運動させ、産出する原理としての弁証法、否定性」と訳出していた。

*7 橋本剛『思想としての弁証法』窓社、二〇一三年、一六〇 頁以下参照。私は氏のこの著作を書評し、そのなかで私見をいろいろと述べているので、参照願いたい。その後、氏とは議論をおこなったが、以下の本論の展開は、氏との議論を再考した結果を含む。拙論「いま『弁証法』について何を考えたらいいのか 橋本剛『思想としての弁証法』を読む」（『札幌・唯物論』第五八/五九合併号、二〇一五年）。橋本氏が「島崎氏の書評への返信」（前掲誌所収）という形で、ご返事されたことに感謝申し上げます。なお私は氏とのやりとりのなかで“Entgegenständlichung”を「非対象化」と訳していたが、今回は「対象化」への否定という意味をより明確に出すために、「反対象化」と訳した（その理由は後述）。

*8 橋本、前掲書、一六〇頁。

*9 橋本、前掲書、一六一頁。

*10 藤野渉『史的唯物論と倫理学』新日本出版社、二八〇頁。

*11 前掲書、二七五頁。

*12 城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』岩波文庫、一九六七年、一九九頁参照。

*13 前掲訳、二八八頁以下参照。

*14 細見氏は、藤野氏の解釈に詳細なコメントを加えている。私は細見氏の藤野批判の論点にはおおむね賛成である。疎外の止揚と対象性の止揚の区別をすべきである、対象性と対象化は異なった概念であるという主張に賛同するが、加えて、「反対象化」が弁証法的三段階のなかの(2)で成立する否定的事態であるということをさらに明示すべきである、と思われる。また氏は、廣松渉氏の当該問題への解釈を厳しく批判しているが、これにも賛同したい。前掲『マルクス・コメンタール』Ⅱ、一一五頁以下参照。

*15 なお『パリ手稿』の訳者である山中氏は、この用語を「対象性の剥奪」と訳している。山中訳、一七〇頁参照。

*16 この点で最近、前田氏はマルクスの労働疎外論をあくまで内在的に解釈して、国民経済学的状態では、対象化が対象の喪失および対象への隷属として反転して現れるというマルクスの叙述に関して、前者が「本質規定」であり、後者は「本質に矛盾する現象への転化の規定」と解釈する。さらに、「対象化は本質、本来性としての労働の属性を示すも

の」と説明することなどは、いままでの議論から明らかなように、マルクスに内在して取り出された認識である。まさにこの正当な弁証法的把握から出発がなされるべきである。これにたいして、最近の見附氏、秋元氏の初期マルクス解釈は、アルチュセールや廣松氏らのマルクス批判をまず前提にして、そのうえでマルクス疎外論を何とか救出しようとしている。前田庸介「『パリ手稿』における『対象化』」、東京唯物論研究会編『唯物論』第九二号、二〇一八年、四七頁以下。見附陽介「疎外論の現在 我有化モデル」、『理想』第六八五号、二〇一〇年。秋元由裕「初期マルクスの本質概念 その反本質主義的実質について」、『哲学』第六九号、二〇一八年。まずは、マルクスのテキストそのものをしっかりと読解すべきではないか。

*17 ここにおける疎外論の認識的メカニズムについては、拙論「弁証法における『否定』および『否定の否定』の成立 『経済学・哲学草稿』におけるマルクスの方法を中心として」（岩崎允胤編『科学の方法と社会認識』汐文社、一九七九年所収）一九五頁以下も参照していただきたい。

*18 マルクスの現実内在主義の姿勢という点で注目していいのは、ルーゲへの手紙（一八四三年九月、クロイツナッハ）である。「そのときわれわれは、ここに真理がある、ここにひざまづけ！というように、新しい原理でもって世界に空論的に（doctrinär）立ち向かうということをしてない。われわれは世界にたいして、世界の原理から新しい原理を發展させる。」ここでは明確に、単純な理想主義や本質主義を批判する姿勢が見られるといえないだろうか。さらにまたこの手紙には、以下のような記述もある。「理性は常に存在したのだが、ただ常に理性的な形態で存在していたわけではない。だから批判者は、理論的および実践的な意識のあらゆる形態を糸口として、現存する現実性の固有の形態からそれらの当為（Sollen）およびそれらの究極目的としての真の現実性を發展させることができる。」これはまさに、いままで問題とされてきた疎外論、とくにその現実内在主義を方法論的に根拠づけている認識といえよう。なお、この手紙の改ざんの可能性の問題については、橋本直樹「『独仏年誌』の『プラン』と『往復書簡』」（『科学と思想』第五二号、一九八四年）を参照。この手紙は『独仏年誌』第一、二分冊合併号に掲載された、八つの往復書簡の最後のものである。各手紙のオリジナルはすでに残されていない。問題となった箇所は共産主義観の相違に関わるといわれており、いずれにせよ、疎外論につながる上記のような認識を、マルクスがこの時期にもっていたと推定することに妥当性はあるだろう

*19 *MEGA* II/1, S. 392. 『資本論草稿集』②、大月書店、一三八頁。

*20 *Ibid* 前掲訳、137頁以下。

*21 以下の議論については、G・S・バチンチェフ『矛盾と弁証法』武井勇四郎訳、合同出版、一九六九年、二三頁以下参照。翻訳では、上記の「反対象化」は「Entgegenstndlichung 対象性剥離」と表現される。ただ不思議なことに、バチンチェフは当該箇所では、「対象性剥離」という用語をはっきり使っているが、実際には『資本論』を引用するのみで、『パリ手稿』は引用していない。そして本書最後の文献表（一七三頁）で、マルクス『経済学・哲学草稿』が挙げられている。

*22 *MEW* 23, S. 107. 刊行委員会編『資本論』大月書店、①、一二四頁。

*23 *MEW* 23, S. 89. 前掲『資本論』①、一〇一頁。

*24 *MEW* 23, S. 96. Anm. 32. 前掲『資本論』①、一〇八頁。

*25 *MEW* 25, S. 839. 前掲『資本論』⑤、一〇六四頁。

*26 若きヘーゲルは「キリスト教の実定性 Die Positivitt der Christlichen Religion」（「一八〇〇年の改稿」）という論文で、「宗教の実定性（Positivitt）」について語っている。そこで批判されるのは、ユダヤ教であり、既成のキリスト教であって、この点でヘーゲルはかなりラディカルに、宗教的革命家として登場する。彼によれば、ユダヤ教などの特徴はまさに権威主義的であることであり、人々を権威に服属させることである。こうして、信者は自分の意思を放棄し、無分別になり、虚ろな感情に浸る。ヘーゲルはさらに、固定化した宗教のあらゆる暴慢ぶり、あらゆる迷信、教会のあらゆる圧政、欺瞞的な宗教制度などを批判する。人は自由を要求するようになって、はじめてこれまでの宗教が実定宗教だと理解するのである…。以上、Vgl. Hegel, *Werke* 1, Suhrkamp, S. 217. S. 219. ヘルマン・ノール編『ヘーゲル初期神学論文集』（久野昭・水野建雄訳）I、以文社、一九七三年、一二一頁、一二四頁参照。